

介護サービス 利用について

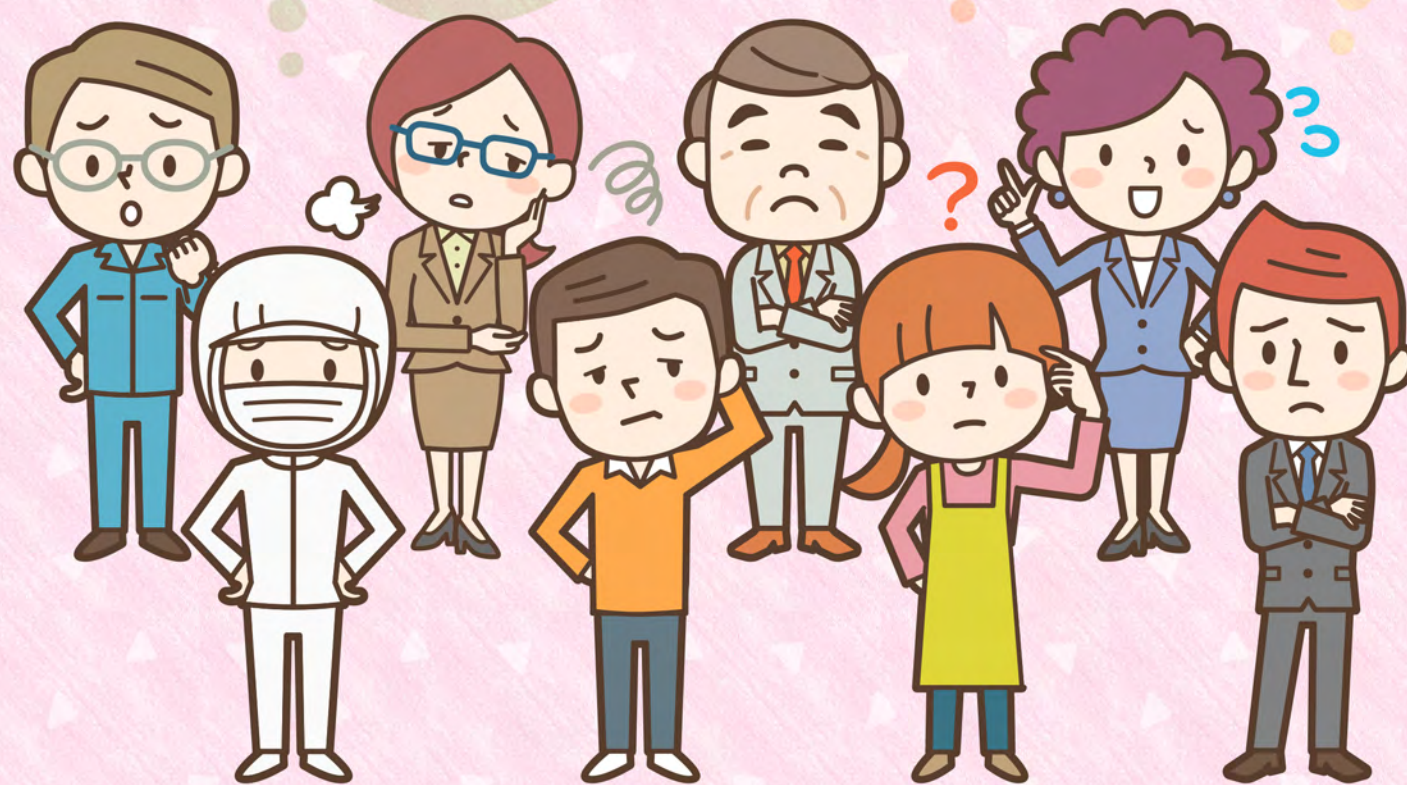
親が介護に
なったら
どうすれば?

仕事は
続けられるの?

サービスの
利用の
しかたは?

お金は
どのくらい
かかるの?

相談は
どうすれば
いいの?



心愛会
社会福祉法人
Harmony Copain

仕事と介護の両立をサポート
している企業の証

介護の基礎知識

私たちは40歳になると「介護保険法」で定められた介護保険制度の下、被保険者として介護保険に加入します。そして、65歳以上で、市区町村が実施する要介護認定や要支援認定において介護や支援が必要とされた場合には、介護保険サービスを受けることができます。(40歳から64歳であっても、特定疾病^{※1}により介護が必要と認定されれば介護保険サービスを受けられます。)

※1 初老期認知症や脳血管疾患など、加齢に伴って生ずる心身の变化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病で、16種類の疾病に限られます。

第1号被保険者(65歳以上の人)
原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

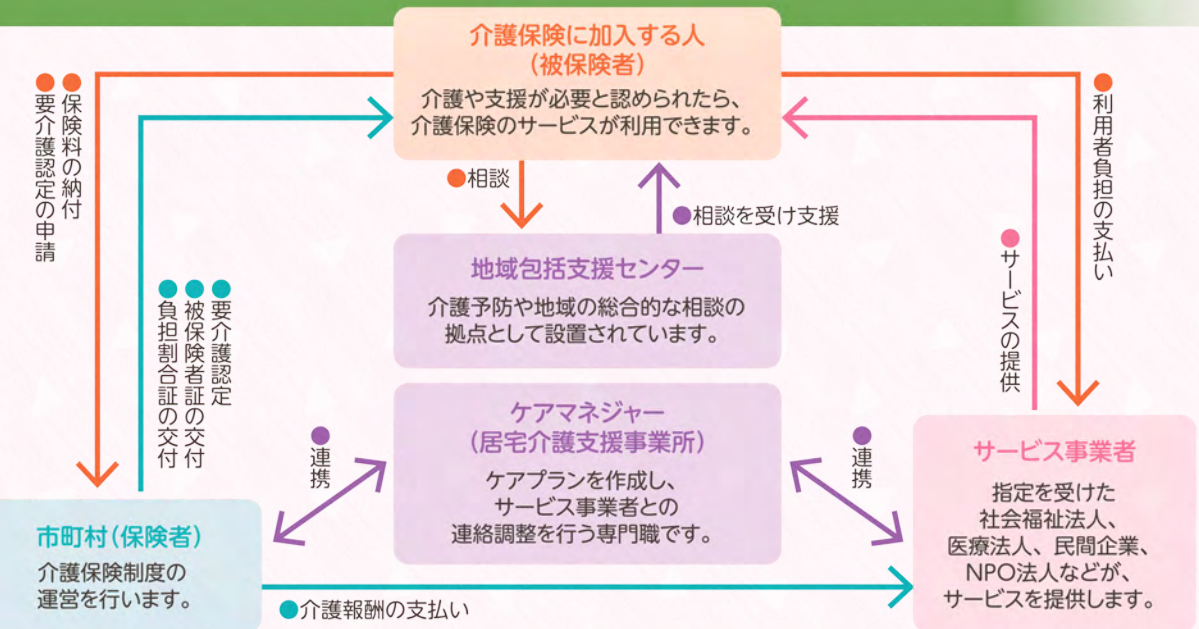
第2号被保険者(40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人)
加齢が原因とされる病気(特定疾病)により介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。



サービスを利用する手順

介護が必要になった。なったと思う。リハビリで今の状態を改善または維持したい。
昼間一人でいるのも心配。安心できるサービスがあれば利用したい。
...というような感じになったら

- 1 相談**
まずは市町村窓口や地域包括センターへ
当法人の全ての事業所においてももちろん相談をお受けできます!
※裏面を参照にご連絡ください
- 2 申請**
介護保険のサービスを使うための申請をします。市町村の窓口で本人または家族が申請します。
難しい場合は、当法人の居宅介護支援事業所(裏面参照)もしくは各地域の地域包括支援センターで代行申請が可能です。
- 3 認定調査**
ご自宅に担当者(市町村等の職員など)がお伺いし、聞き取り調査をします。調査結果と主治医意見書をもとに審査され、要介護状態区分を判定されます。



- 4 認定結果の通知**
●認定結果通知書が届きます。
●そこに要介護状態区分(要支援1・2、要介護1~5、非該当)と負担割合(1割~3割)が記載されてきます。
▲何が違うのか? 利用できるサービスの種類と、※中面参照介護保険内で利用できる上限額が違います。
- 5 ケアプラン作成**
●ご本人とご家族の希望や心身の状態に合った介護サービスを利用できるようケアプランを作成し、ご利用に向けてサービス事業者との連絡調整をします。
※料金はかかりません
- 6 サービス利用開始**
●ケアプランに基づいて介護サービスを受けます。
●利用料は負担割合(1割~3割)に応じて負担します。

県内17拠点を結ぶネットワーク。安心とやすらぎのライフスタイルをご提案します。



会津美里町	磐梯町	郡山市
A ハーモニーハウス 特別養護老人ホーム ショースティ デイサービス 〒969-6131 福島県郡山市会津美里町大字下川原11番地1 TEL0242-57-1620 FAX0242-57-1621 e-mail: harmony-house@sin-ai.com	D ハーモニー磐梯 グループホーム・小規模多機能型居宅介護 〒969-3301 福島県磐梯郡磐梯町大字跡字山道366番地 TEL0242-74-1000 FAX0242-74-1005 e-mail: harmony-bandai@sin-ai.com	J ハーモニー湖南 グループホーム・小規模多機能型居宅介護 〒963-1522 福島県郡山市湖南町三代字ノ前290番地 TEL024-983-8526 FAX024-983-8527 e-mail: harmony-konan@sin-ai.com
B ハーモニーほんごう ケアハウス ハーモニーハウス指定居宅介護支援事業所 〒969-6155 福島県大町郡会津美里町北川原14番地 TEL0242-57-1255 FAX0242-57-1256 e-mail: harmony-hongou@sin-ai.com	E ハーモニー猪苗代 グループホーム・小規模多機能型居宅介護 〒969-3123 福島県郡山市猪苗代町字城山131-1 TEL0242-72-0051 FAX0242-72-0052 e-mail: harmony-inawashiro@sin-ai.com	K ハーモニー並木 グループホーム・小規模多機能型居宅介護 〒963-8026 福島県郡山市並木五丁目6番7号 TEL024-991-5767 FAX024-991-5768 e-mail: harmony-namik@sin-ai.com
C 会津美里町地域包括支援センター (高齢者あんしんセンター) 〒969-6264 福島県大町郡会津美里町字高田甲2866番地 TEL0242-56-2256	F ハーモニーあいづ ケアハウス (福)心愛会ホームヘルプサービス ハーモニーあいづ 指定居宅介護支援事業所 〒965-0001 福島県会津若松市一貫町松林五丁目11番地31 TEL0242-32-0041 FAX0242-32-0051 e-mail: harmony-aizu@sin-ai.com	L ハーモニー日和田 グループホーム・小規模多機能型居宅介護 〒963-0534 福島県郡山市日和田町字北ノ51番地1 TEL024-983-3325 FAX024-983-3326 e-mail: harmony-hiwada@sin-ai.com
G ハーモニー松長 グループホーム・小規模多機能型居宅介護 〒965-0001 福島県会津若松市一貫町松林五丁目11番地31 TEL0242-37-0505 FAX0242-37-0506 e-mail: harmony-matsunaga@sin-ai.com	H コパン 障がい福祉サービス事業所 〒965-0005 福島県会津若松市一貫町大字北原52番地 TEL0242-93-7566 FAX0242-93-7567 e-mail: copain@sin-ai.com	M ハーモニーみどり丘 特別養護老人ホーム ショースティ デイサービス 〒963-0702 福島県郡山市みどりヶ丘指定居宅介護支援事業所 TEL024-941-1182 FAX024-941-1183 e-mail: harmony-midori@sin-ai.com
グループホーム・小規模多機能型居宅介護 ハーモニー湖南 〒963-0702 福島県郡山市猪苗代町字東六丁目26番地 TEL024-926-0150 FAX024-926-0151 e-mail: h-midori-annex@sin-ai.com	グループホーム・小規模多機能型居宅介護 ハーモニー中田 〒963-0833 福島県郡山市中田町下枝字久保337番地1 TEL024-993-0770 FAX024-993-0778 e-mail: harmony-nakata@sin-ai.com	N ハーモニーみどりヶ丘アネックス サービス付き高齢者向け住宅 ハーモニーみどりヶ丘 訪問介護事業所 ハーモニーみどりヶ丘 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 〒963-0702 福島県郡山市猪苗代町字東六丁目26番地 TEL024-983-0555 FAX024-983-0556 e-mail: h-midori-wert@sin-ai.com
グループホーム・小規模多機能型居宅介護 ハーモニー湖南 〒963-0702 福島県郡山市猪苗代町字東六丁目26番地 TEL024-926-0150 FAX024-926-0151 e-mail: h-midori-annex@sin-ai.com	グループホーム・小規模多機能型居宅介護 ハーモニーみどりヶ丘 〒963-0702 福島県郡山市猪苗代町字東六丁目26番地 TEL024-954-3376 FAX024-942-3311 e-mail: h-midori-soleil@sin-ai.com	グループホーム・小規模多機能型居宅介護 ハーモニー中田 〒963-0833 福島県郡山市中田町下枝字久保337番地1 TEL024-993-0770 FAX024-993-0778 e-mail: harmony-nakata@sin-ai.com

心愛会 Harmony Copain
TEL 024-941-1182 FAX info@sin-ai.com HP http://www.sin-ai.com
相談無料 まずはご相談ください。



利用できるサービスの種類



- 利用者負担は原則としてサービス費用のめやすの1割です。一定以上所得者は利用者負担が2割～3割になります。
- 配置状況やサービス内容等による加算が別途かかる場合があります。
- サービスによっては食費、日常生活費、居住費などが別途かかります。

サービスの種類	サービス内容	要介護状態区分
居宅介護支援	ご本人やご家族の状況や希望をふまえて、利用するサービス利用計画書(ケアプラン)をつくります。	事業対象者 要支援1・2 要介護1-5
訪問介護	決まった日時の訪問を受けて利用する	事業対象者 要支援1・2 要介護1-5
デイサービス	決まった日時に通所してサービスを利用する	事業対象者 要支援1・2 要介護1-5
ショートステイ	決まった日に短期間施設に入所する	要支援1・2 要介護1-5
小規模多機能型居宅介護	訪問と通所と泊りを必要に応じて柔軟に組み合わせて利用する	要支援1・2 要介護1-5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日に短時間・複数回の定期訪問サービスを軸に、必要時に随時訪問サービスを利用する	要介護1-5
サービス付き高齢者向け住宅	住居を借りて必要なサービスを利用しながら生活する	事業対象者 要支援1・2 要介護1-5 非該当
ケアハウス	施設において必要なサービスを利用しながら生活する	事業対象者 要支援1・2 要介護1-5 非該当
グループホーム	認知症のため自宅でないところで、介護サービスを受けながら生活をする	要支援2 要介護1-5
特別養護老人ホーム	常時介護を受けながら施設で生活を継続する	要介護3-5

～社会福祉法人 心愛会 が提供するサービス～

ところで金額って
いくらぐらいかかるの？



サービス料金	サービスの種類
介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません	居宅介護支援
身体介護中心型 30分248円(1割) から744円(3割) /1回 生活支援中心型 45分223円(1割) から669円(3割) /1回	訪問介護
761円(1割) から2,283円(3割) /1回+食事代 要介護2の場合、7～8時間	デイサービス
863円(1割) から2,589円(3割) /1日+食事代+滞在費1,970円	ショートステイ
15,167円(1割) ～45,501円(3割) /1ヶ月+食事代+宿泊代1,350円/1泊	小規模多機能型居宅介護
10,100円(1割) ～30,300円(3割) /1ヶ月	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
家賃45,000円+食費40,500円+共益費10,000円 +生活支援費10,000円/1ヶ月 上記以外に必要な介護サービスの自己負担分の費用がかかります。	サービス付き高齢者向け住宅
70,000円～130,000円/1ヶ月(食事代・家賃を含む) 本人の所得に応じて変わります。	ケアハウス
795円(1割) から2,385円(3割) +食事代1,350円+家賃1,500円/1日 1か月約11万円～16万円(要介護2の場合)	グループホーム
843円(1割) から2,529円(3割) +食事代1,380円+居住費1,970円/1日 1か月約12万円～18万円(要介護4の場合) (低所得の方は軽減する制度があります)	特別養護老人ホーム

※上記料金の他に利用方法や事業所によって別途加算があります。

サービスを利用したときには費用の一部を負担します

●介護保険で利用できる額には上限があります。

介護保険では、要介護状態区分(要支援1・2、要介護1～5)に応じて利用できる上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

要介護状態区分	1ヶ月の支給限度額
要支援1	50,030
要支援2	104,730
要介護1	166,920
要介護2	196,160
要介護3	269,310
要介護4	308,060
要介護5	360,650

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

申請により超えた分が高額介護サービス費等として後から支給されます。
※市町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額(月額)
現役並み所得者に該当する方がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	44,400円(世帯) ※同世帯全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)が設定されています。
世帯全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
世帯全員が市民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税を課税されていない方等	15,000円(個人)

年間負担額により後から上限額を越えた分が支給される制度もあります(高額医療・高額介護合算制度)。



介護保険に関する情報

●介護を行う労働者が利用できる制度・公的給付

介護休業	申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を取得することができます。
介護休暇	要介護状態にある対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位または半日単位で取得できます。
所定労働時間の短縮等の措置	事業主は、①短時間勤務制度(単日勤務、隔日勤務なども含む)、②フレックスタイム制度、③時差出勤制度、④介護サービスの費用助成のいずれかの措置について、介護休業とは別に、要介護状態にある対象家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な措置を講じます。
所定外労働の制限	1回の請求につき1月以上1年以内の期間で、所定外労働の制限を請求することができます。請求できる回数に制限はなく、介護終了までの必要なときに利用することが可能です。
時間外労働の制限	1回の請求につき1月以上1年以内の期間で、1か月に24時間、1年に150時間を超える時間外労働の制限を請求することができます。請求できる回数に制限はなく、介護終了までの必要なときに利用することが可能です。
深夜業の制限	1回の請求につき1月以上6月以内の期間で、深夜業(午後10時から午前5時までの労働)の制限を請求することができます。請求できる回数に制限はなく、介護終了までの必要なときに利用することが可能です。
転動に対する配慮	事業主は、就業場所の変更を伴う配置の変更を行うとする場合、その就業場所の変更によって介護が困難になる労働者がいるときは、その労働者の介護の状況に配慮します。
不利益取扱いの禁止	事業主は、介護休業などの制度の申出や取得を理由として解雇などの不利益取扱いをしません。
介護休業等に関するハラスメント防止措置	事業主は、介護休業などの制度の申出や利用に関する言動により、労働者の就業環境が害されることがないよう、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇い入れに必要措置を講じます。
介護休業給付金	雇用保険の被保険者が要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、原則として介護休業開始前賃金の67%が支給されます。

※制度を利用できる労働者：勤務先の業種や規模にかかわらず、原則として要介護状態の「対象家族」を介護する労働者が対象となります。また、就業規則に制度がなくとも、介護休業、介護休暇、所定外労働・時間外労働・深夜業の制限は、申出により利用することができます。(ただし、勤務先の労使協定によっては、勤務年数により、取得できない場合があります。)
※要介護状態：負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。介護保険制度の要介護・要支援認定を受けていない場合でも取得できます。

●介護保険に関する情報

介護保険の概要(厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html	
介護保険の解説(厚生労働省)	http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/ 介護保険制度、サービス利用までの流れ、サービスの利用料金などを説明しています。	
介護保険の概要(厚生労働省)	http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/ 都道府県別の地域包括支援センター、介護事業所が検索できるようになっています。	
介護保険の概要(WAMNET)	http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/madoguchi/ 市区町村の介護に関する窓口の情報を提供しています。	

●育児・介護休業法に関する情報

育児・介護休業法について(厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html 育児・介護休業法の詳細解説や改正法の内容、制度の内容や対象者がまとめられたパンフレット「育児・介護休業法のあらまし」などの資料がダウンロードできます。	
介護休業給付金の内容及び手続き(厚生労働省)	https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_continue.html 介護休業給付金の内容及び支給要件、手続方法等を案内しています。	

●仕事と介護を両立する人を支援する情報

「仕事」と「介護」の両立ポータルサイト(内閣府)	https://www.cao.go.jp/wlb/ryouritsu/ 仕事と介護の両立に関する様々な情報を提供しています。	
両立支援のひろば(厚生労働省)	http://www.ryouritsu.jp/index.html 事業主や働く方々に、仕事と家庭の両立に向けた様々な情報を提供しています。	
仕事と介護の両立支援(厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html 仕事と介護の両立のために役立つマニュアルや個人事例集などが掲載されています。	

(平成30年3月現在)